

令和元年12月2日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和元年 第4回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 1 5 1 号 令和元年度杵築市一般会計補正予算（第 6 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 1 5 2 号 令和元年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ －
- 議案第 1 5 3 号 令和元年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第
3 号）
－ 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ －
- 議案第 1 5 4 号 令和元年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －
- 議案第 1 5 5 号 令和元年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正
予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ －
- 議案第 1 5 6 号 令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予
算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 27 ペ ー ジ －
- 議案第 1 5 7 号 令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特
別会計補正予算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 33 ペ ー ジ －
- 議案第 1 5 8 号 令和元年度杵築市水道事業会計補正予算（第 3 号
）
－ 補 正 予 算 書 39 ペ ー ジ －

- 議案第 1 5 9 号 令和元年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（
第 3 号）
－ 補 正 予 算 書 4 1 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 6 0 号 機構改革に伴う関係条例の整理について
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 6 1 号 杵築市コミュニティセンター条例の一部改正につ
いて
－ 議 案 書 1 0 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 6 2 号 杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に
関する条例の一部改正について
－ 議 案 書 1 3 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 6 3 号 杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例の
廃止について
－ 議 案 書 1 5 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 6 4 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて
－ 議 案 書 1 7 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 6 5 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の利用者負担額に関する条例の一部改正につ
いて
－ 議 案 書 2 0 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 6 6 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
－ 議 案 書 2 2 ペ ー ジ ー

- 議案第 1 6 7 号 杵築市簡易水道事業給水条例の一部改正について
－ 議案書 24 ページ －
- 議案第 1 6 8 号 杵築市水道事業給水条例の一部改正について
－ 議案書 27 ページ －
- 議案第 1 6 9 号 杵築市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
－ 議案書 30 ページ －
- 議案第 1 7 0 号 下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理について
－ 議案書 35 ページ －
- 議案第 1 7 1 号 杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
－ 議案書 38 ページ －
- 議案第 1 7 2 号 杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例の一部改正について
－ 議案書 41 ページ －
- 議案第 1 7 3 号 財産の取得について
－ 議案書 44 ページ －
- 議案第 1 7 4 号 杵築ふるさと産業館及び杵築市農畜産物加工センターの指定管理者の指定について
－ 議案書 46 ページ －
- 議案第 1 7 5 号 市道の路線認定について
－ 議案書 48 ページ －

- 報告第 24 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市一般会計補正予算(第5号)
) - 議案書 53 ページ -
- 報告第 25 号 専決処分の報告について - 議案書 54 ページ -
- 報告第 26 号 専決処分の報告について - 議案書 57 ページ -

議案第160号

機構改革に伴う関係条例の整理について

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(杵築市行政組織条例の一部改正)

第1条 杵築市行政組織条例（平成20年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 企画財政課

第1条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 市民生活課

第1条中第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 農林水産課

第1条中第13号及び第14号を削り、第15号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 福祉事務所

第1条中第16号を削り、第17号を第13号とし、第18号を削り、第19号を第14号とし、第20号を第15号とし、第21号を第16号とする。

第2条第1項を削り、同条第2項中第7号を第12号とし、第6号を削り、第5号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) ケーブルネットワークに関すること。

(11) 統計調査に関すること。

第2条第2項中第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 秘書及び渉外に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 市民相談に関すること。

第2条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

企画財政課

第2条第4項に次の6号を加える。

- (5) 行政改革に関すること。
- (6) 重要施策の執行管理に関すること。
- (7) 庁内横断的な施策の調整に関すること。
- (8) 市行政の総合企画に関すること。
- (9) 景観・都市計画に関すること。
- (10) 公営企業支援に関すること。

第2条中第4項を第3項とし、第5項を削り、同条第6項に次の1号を加える。

- (5) 公共交通に関すること。

第2条中第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、同条第8項各号列記以外の部分を次のように改める。

市民生活課

第2条第8項に次の5号を加える。

- (4) 環境保全の企画調整に関すること。
- (5) 公害に関すること。
- (6) 廃棄物の処理に関すること。
- (7) 墓地及び畜犬登録に関すること。
- (8) エネルギー対策に関すること。

第2条中第8項を第6項とし、第9項を削り、第10項を第7項とし、第11項を第8項とし、同条第12項に次の2号を

加える。

(6) ブランド推進に関すること。

(7) ふるさと納税に関すること。

第2条第12項を同条第9項とし、同条第13項各号列記以外の部分を次のように改める。

農林水産課

第2条第13項に次の3号を加える。

(4) 水産業の振興に関すること。

(5) 土地改良事業に関すること。

(6) 治山に関すること。

第2条中第13項を第10項とし、第14項を削り、第15項を第11項とし、同条第16項各号列記以外の部分を次のように改める。

福祉事務所

第2条第16項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子育て支援に関すること。

第2条中第16項を第12項とし、第17項を第13項とし、第18項を削り、同条第19項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 介護予防に関すること。

第2条中第19項を第14項とし、第20項を第15項とし、第21項を第16項とする。

(杵築市議会委員会条例の一部改正)

第2条 杵築市議会委員会条例（平成17年杵築市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「秘書広報課、総務課」を「総務課」に、「財政課、政策推進課」を「企画財政課」に改め、同項第

2号中「、子ども子育て支援課」を削り、「市民課、生活環境課」を「市民生活課」に改め、同項第3号中「農林課、耕地水産課」を「農林水産課」に改める。

(杵築市総合計画審議会条例の一部改正)

第3条 杵築市総合計画審議会条例（平成18年杵築市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策推進課」を「企画担当課」に改める。

(杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中「福祉推進課」を「福祉事務所」に改める。

(杵築市青少年問題協議会条例の一部改正)

第5条 杵築市青少年問題協議会条例（平成17年杵築市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第6条中「子ども子育て支援課」を「児童福祉行政担当課」に改める。

(杵築市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第6条 杵築市子ども・子育て会議条例（平成25年杵築市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「子ども子育て支援課」を「特定教育・保育給付認定担当課」に改める。

(杵築市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正)

第7条 杵築市廃棄物減量等推進審議会条例（平成17年杵築市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第7条中「生活環境課」を「廃棄物担当課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第161号

杵築市コミュニティセンター条例の一部改正について

杵築市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市コミュニティセンター条例の一部を改正する
条例

杵築市コミュニティセンター条例（平成29年杵築市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

向野地区コミュニティ センター	杵築市山香町大字向野263 9番地
--------------------	----------------------

」を

「

山浦地区コミュニティ センター	杵築市山香町大字山浦250 8番地
向野地区コミュニティ センター	杵築市山香町大字向野263 9番地

」に

改める。

別表第2中

「

向野地区コミュニティ センター

」を

「

山浦地区コミュニティ センター
向野地区コミュニティ センター

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 6 2 号

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例（平成29年杵築市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年1月1日から令和2年3月31日まで」に、「779,000円」を「574,000円」に、「628,800円」を「524,000円」に、「562,600円」を「464,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第163号

杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例の廃止について

杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永松 悟

記

杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例を廃止する条例

杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例（平成18年杵築市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第164号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ」を「以下同じ」に改める。

第27条第3項中「教育・保育給付認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第35条第3項中「「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第3項中「「同号に掲げる」を「同項第1号に掲げる」と」を「「の同号」とあるのは「の同項第1号」と」に、「「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「同条」を「同省令第27条」に改める。

第50条中「以下この項、第19条及び第36条第3項」を「以下同じ。）」に改める。

第51条第3項中「を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）」を「を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第

33条までを含む。次条第3項において同じ。)」に、「を含む。)」と」を「を含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と」に、「利用できるよう」を「利用することができるよう」に改める。

第52条第3項中「、特定利用地域型保育を」を「、特定地域型保育には特定利用地域型保育を」に、「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に、「満3歳以上保育認定子どもに係る」を「満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第165号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部改正について

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成26年杵築市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表備考4中「附則第5条第3項」を「同法附則第5条第3項」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「適用しないものとする」を「適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の住所を有する者とみなす」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第166号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第167号

杵築市簡易水道事業給水条例の一部改正について

杵築市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市簡易水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 給水区域内において開発行為（主として、建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。）等を行う者が、給水装置の新設の申込みをする場合は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等についてあらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定による協議について必要な事項は、管理者が別に定める。

第29条第1項第1号の表25ミリメートル以下の項中「2,050円」を「2,000円」に、「1,020円」を「1,000円」に改め、同表25ミリメートルを超えるものの項中「3,080円」を「3,000円」に、「1,540円」を「1,500円」に改め、同項第2号の表25ミリメートル以下の項中「2,050円」を「2,000円」に、「1,020円」を「1,000円」に改め、同表25ミリメートルを超えるものの項中「3,080円」を「3,000円」に、「1,540円」を「1,500円」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、同項第6号中「10,280円」を「10,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第7号を第5号とし、同項第8号中「10,280円」を「11,000円」に改め、同号を同項第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第29条第1項第

1号、第2号及び第4号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

議案第168号

杵築市水道事業給水条例の一部改正について

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 給水区域内において開発行為（主として、建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。）等を行う者が、給水装置の新設の申込みをする場合は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等についてあらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定による協議について必要な事項は、管理者が別に定める。

第29条第1項第1号の表25ミリメートル以下の項中「2,050円」を「2,000円」に、「1,020円」を「1,000円」に改め、同表25ミリメートルを超えるものの項中「3,080円」を「3,000円」に、「1,540円」を「1,500円」に改め、同項第2号の表25ミリメートル以下の項中「2,050円」を「2,000円」に、「1,020円」を「1,000円」に改め、同表25ミリメートルを超えるものの項中「3,080円」を「3,000円」に、「1,540円」を「1,500円」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、同項第6号中「10,280円」を「10,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5） 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき5,000円

第29条第1項中第7号を第6号とし、同項第8号中「10,280円」を「11,000円」に改め、同号を同項第7号とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条第1項第5号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第29条第1項第1号、第2号及び第4号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

議案第169号

杵築市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

杵築市下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市下水道事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 本市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

(1) 区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画（以下「計画」という。）において定める予定処理区域

(2) 施設 計画において定める管渠、処理施設及びポンプ場

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第4条 下水道事業において、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額があるときは、その残額の全部又は一部を減債積立金、利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のため積み

立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

4 減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

（資本剰余金）

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

（重要な資産の取得及び処分）

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、下水道

事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、全ての場合において議会の同意を得なければならない。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 170 号

下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理について

下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理に関する条例

(条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 杵築市公共下水道事業特別会計条例（平成17年杵築市条例第51号）

(2) 杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計条例（平成17年杵築市条例第52号）

(杵築市公共下水道事業減債基金条例の一部改正)

第2条 杵築市公共下水道事業減債基金条例（平成17年杵築市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公共下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計歳入歳出予算」に、「特別会計予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第5条及び第6条中「特別会計予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

(杵築市特定環境保全公共下水道事業減債基金条例の一部改正)

第3条 杵築市特定環境保全公共下水道事業減債基金条例（平成17年杵築市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計歳入歳出予算」に、「特別会計予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第5条及び第6条中「特別会計予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 7 1 号

杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正について

杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例

杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年杵築市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）、同法第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用されたもの（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用されたもの（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改め、同条第2項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第7条の2 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第24条を次のように改める。

（特定職員についての適用除外等）

第24条 第7条、第8条、第9条、第17条及び第19条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

- 2 第18条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が6月未満のものその他の管理者が定めるものには適用しない。
- 3 第6条、第7条の2、第8条及び第9条の規定は、再任用職員には適用しない。
- 4 第6条、第8条及び第9条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
第25条を削り、第26条を第25条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 7 2 号

杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例の一部
改正について

杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例の一部
を改正する条例

杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例（平成23年杵築市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「病院企業職員（以下「職員」という。）」を「病院企業職員で常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用されたものを除く。以下同じ。）及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第2条第1項中「職員」を「病院企業職員で常時勤務を要するもの」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して退職手当を支給する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 第2条第2項に規定する職員以外の地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の第16条第2項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、

その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 7 3 号

財産の取得について

次のように土地を取得することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年杵築市条例第 5 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

議案第 174 号

杵築ふるさと産業館及び杵築市農畜産物加工センター
の指定管理者の指定について

次のとおり杵築ふるさと産業館及び杵築市農畜産物加工センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
 - (1) 杵築ふるさと産業館
 - (2) 杵築市農畜産物加工センター

- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人 杵築市総合振興センター

- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市大字杵築377番地1

- 4 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 175 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和元年 12 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
西大内山小 学校線	186.0	1.0～ 6.0	杵築市大字大内字天神 4168 番 1 地先 杵築市大字大内字天神 4318 番 地先	
穴野西側線	1,600.0	4.0	杵築市大田沓掛字前 1037 番 地先 杵築市大田沓掛字川内 870 番 2 地先	
東下司区民 広場線	86.0	2.5～ 7.5	杵築市大字南杵築字原口 1609 番 7 地先 杵築市大字南杵築字松ノ本 1581 番 3 地 先	

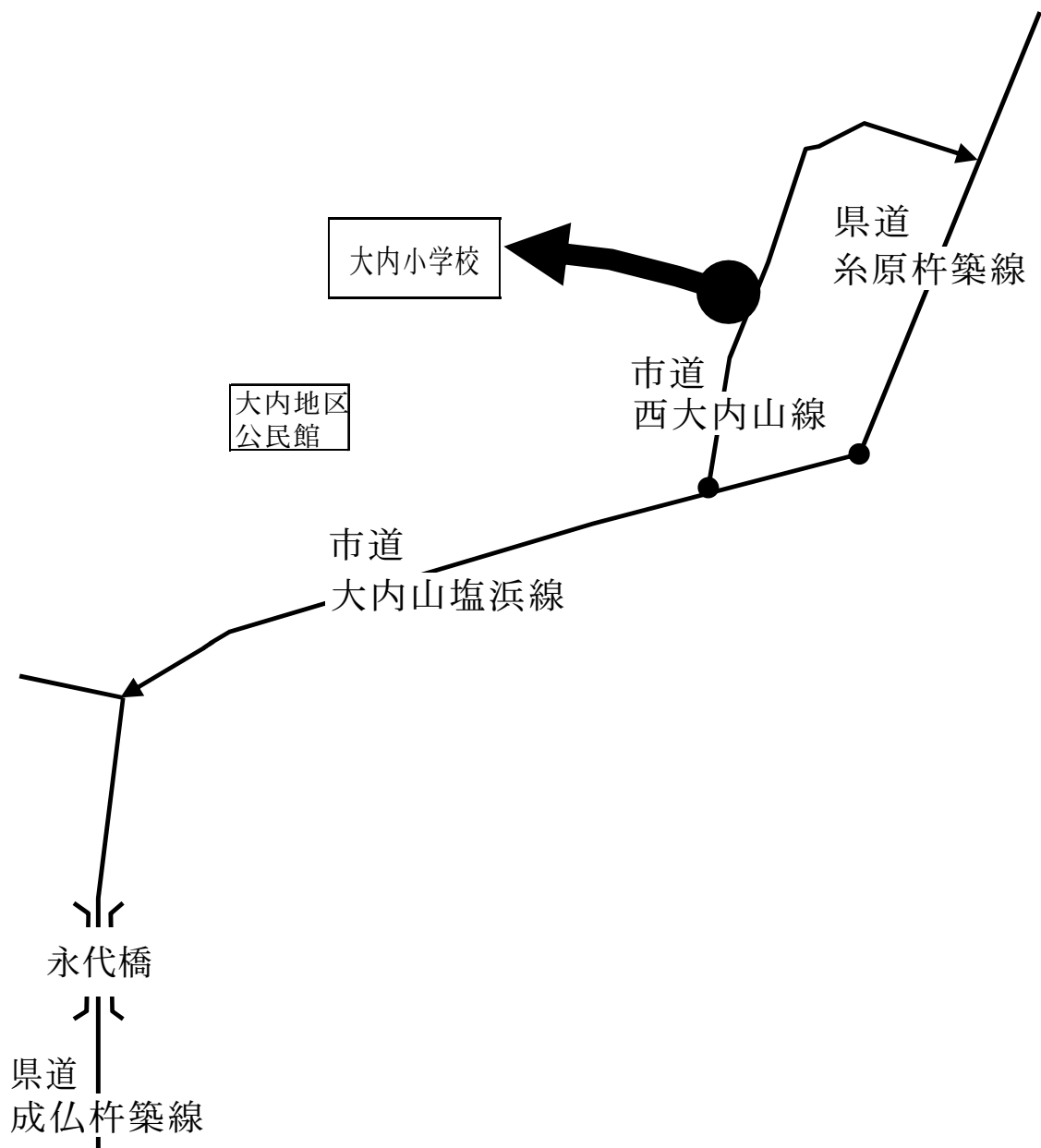
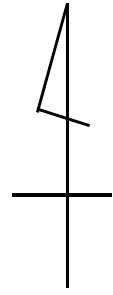
認定

にしおおうちやましょうがっこうせん

西大内山小学校線

L = 186.0m

W = 1.0m ~ 6.0m

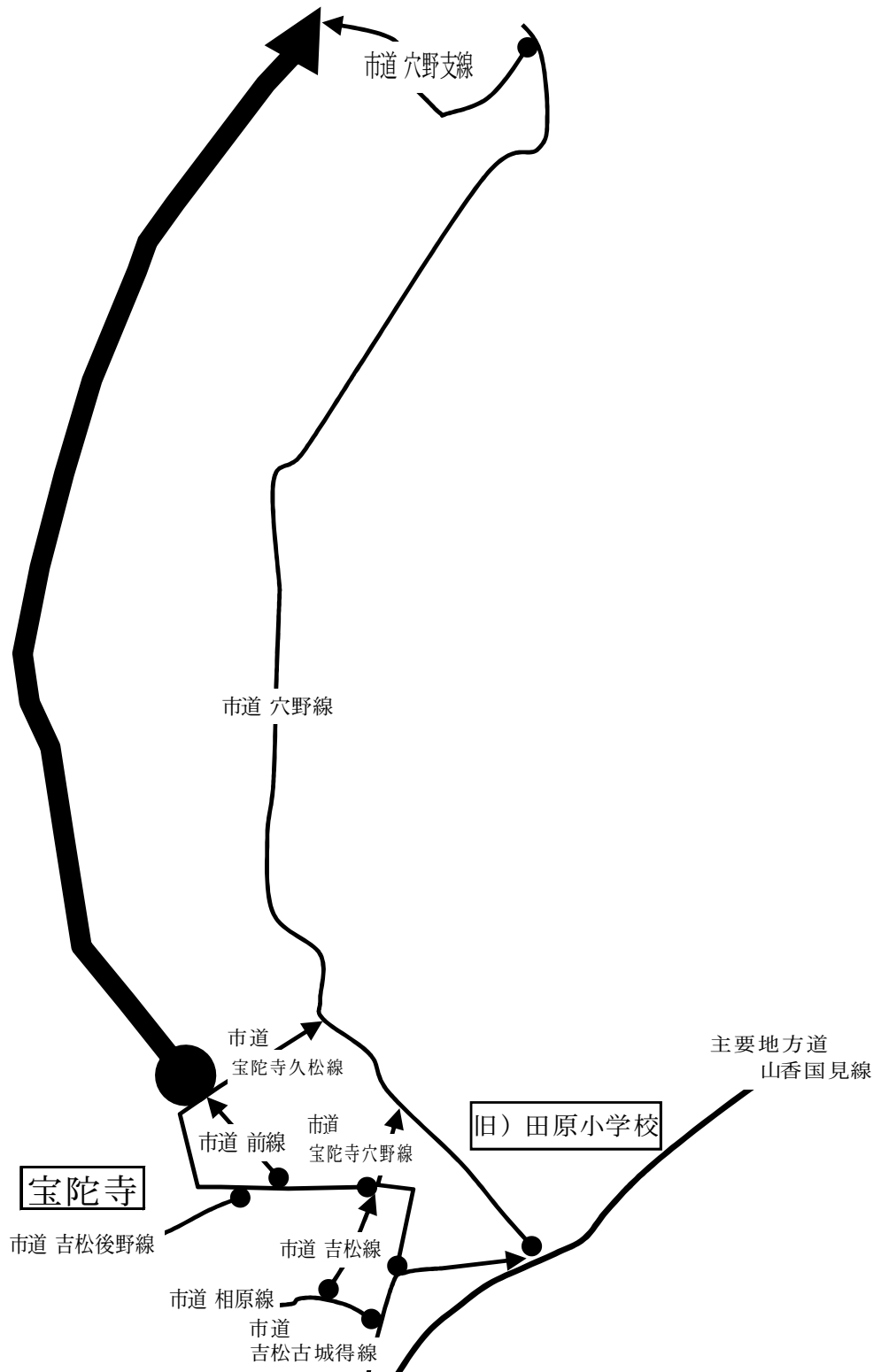
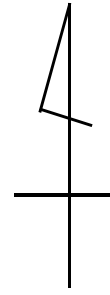


認定

あなのにしがわせん
穴野西側線

L= 1,600.0m

W= 4.0m

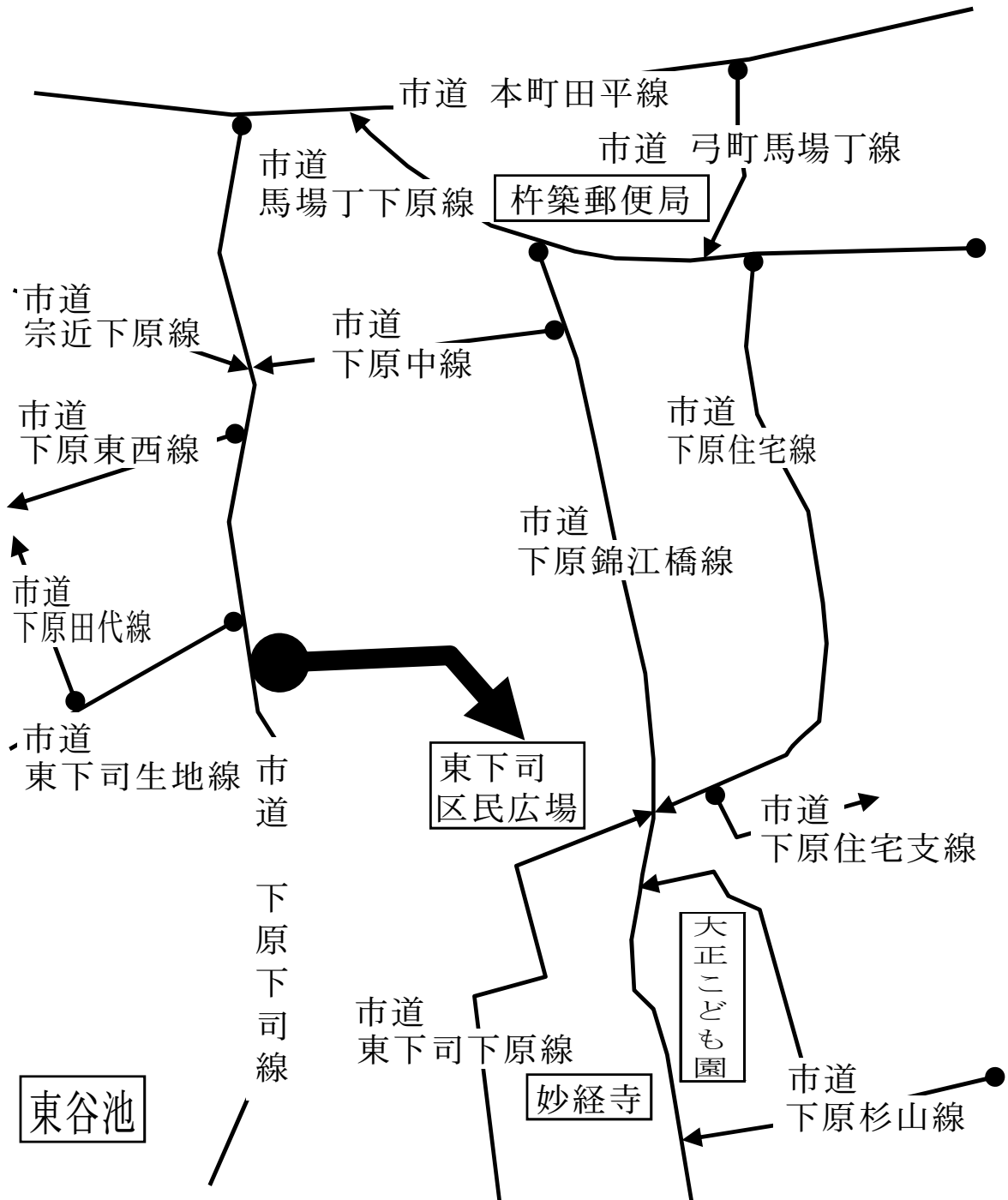
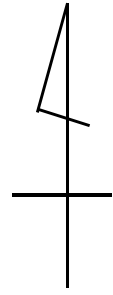


認定

ひがしげしくみんひろばせん
東下司区民広場線

L = 86.0m

W = 2.5m ~ 7.5m



報告第 2 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市一般会計補正予算（第 5 号）・・・別冊

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料99,468円を支払う。

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

として、相手方車両の修繕料 1 1 0 , 7 1 1 円を支払う。

